### 広報ただおか 男女共同参画特集号

とする女性労働者が活躍しやすく

にめの取組を実施するよう、努める

している、またはこれから雇用しよう

この法律では、事業主は、

# 男女共同参画社会の実現を目指して

2016 年 11 月発行 編集 · 発行: 忠岡町人権広報課 電話: 22-1122 FAX: 22-0364

要不可欠です。

性別に関係なく活躍できる環境を整えることは、社会の活性化及び男整えることは、社会の活性化及び男

女性の活躍に進!

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を選に関する法律(女性活躍推進法)」が施行されました。

# 「えるぼし」を ご存知ですか?

「えるぼし」とは、女性活躍推進法に基づき、女性労働者が活躍しやすくするための行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況等が優良な企業が、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣から認定されて与えられる、認定マークのことです。

認定を受けた企業は、このマークを商品や広告等に使用でき、女性が活躍しやすい企業だと PR できます。

求職者にとっては、女性が活躍しやすい企業を選ぶための目安になります。

# 認定の段階は、評価項目を満たす項目数に応じて3段階あります

1段階目	2段階目	3段階目
+	++	+++
THE THE TANK	A THOMAS TO THE	A THE STREET THE
5つの評価項目のうち、	5つの評価項目のうち、	5つの評価項目の
1つ又は2つを満たすもの	3つ又は4つを満たすもの	<mark>すべて</mark> を満たすもの

### 上記はいずれも、

- ●満たしている実績について、実績値を厚生労働省のウェブサイトに毎年公表すること
- ●満たさない基準について、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に関連する取組を実施し、 その取組の実施状況について、厚生労働省のウェブサイトに公表するとともに、2年以上連続して その実績が改善していること

が必要です。

評価項目については次のページへ



# えるぼし認定の評価基準

以下の、1から5の評価項目を満たす項目数に応じて、取得できる認定段階が決まります。

①採用	男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度であること
②継続就業	①平均勤続年数が男女間で同程度であること (期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る) または ②10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された 新規学卒採用者の継続雇用割合が男女間で同程度であること (期間の定めのない労働契約を締結している労働者かつ新規学卒採用者等に限る)
③労働時間等の 働き方	法定時間外労働および法定休日労働時間の合計時間数の平均が、月ごとに全て 45 時間未満であること
④管理職比率	①管理職に占める女性割合が産業ごとの平均値(※)以上であること (※産業大分類を基本に、過去3年間の平均値を毎年改訂している。厚生労働省ホームページに掲載) または ②直近3事業年度における課長級より一つ下位の職階の労働者に占める課長級に昇進した 労働者の割合が男女間で同程度であること
⑤多様な キャリアコース	直近の3事業年度に、以下について大企業は2項目以上(非正社員がいる場合は必ず A を含むこと)、中小企業は1項目以上の実績を有すること A 女性の非正社員から正社員への転換(派遣労働者の雇入れ含む) B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用



# 女性活躍関係サイト集

女性活躍推進法特集ページ
女性の活躍推進企業データベース
中小企業のための女性活躍推進事業
女性にやさしい職場づくりナビ
仕事と育児カムバック支援サイト



詳しくはサイト名で検索!

## 各種相談先

機関名	相談内容	連絡先
女性の人権ホットライン	女性相談全般	0570-070-810
大阪府女性相談センター	女性相談全般	06-6949-6022
	DV 相談(24 時間)	06-6946-7890
泉大津労働基準監督署	労働相談	0725-27-0898
総合労働相談コーナー		
大阪府総合労働事務所	労働相談	06-6946-2600
	セクハラ相談	06-6946-2601
大阪府総合労働事務所	労働相談	072-273-6100
南大阪センター	セクハラ相談	072-273-6321
大阪労働局	労働相談	0120-939-009
総合労働相談コーナー	刀倒竹吸	
みんなの人権110番	人権相談	0570-003-110